

◎ 市外医療機関及び高齢者施設御担当の方用

**盛岡市民への高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種
実施手続きについて**

この度、盛岡市民への高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種実施に御協力くださり、ありがとうございます。「岩手県高齢者広域接種受診票(岩手県内)」又は「予防接種実施依頼書(岩手県外)」により実施をお願いすることとなりますが、次のことに注意して事務手続きをお願いいたします。

- 1 盛岡市の実施期間は、令和8年10月1日から令和9年1月31日までです。
 - 2 市外での接種には、「岩手県高齢者広域接種受診票」又は「予防接種実施依頼書」が必要であり、申請の手続きは、盛岡市保健所で受け付けます。(医療機関及び施設担当者が取りまとめて提出しても構いませんが、申請者は予防接種を希望する御本人、又はその御家族でお願いします。)。
なお、即日発行はできませんので、余裕をもって申請してください。(申請から交付まで約1週間)
また、接種後の発行はできませんので、必ず接種前に申請をしてください。
※ 申請書は、市ホームページよりダウンロードし提出することもできます。【広報 ID: 1015154】
※ 来所が難しい場合は、申請用紙を郵送いたしますので、当課まで御連絡ください。
 - 3 盛岡市の接種料金はインフルエンザ 5,450 円、新型コロナウイルス 15,350 円です。
この額と、接種医療機関での接種料金を比較して、請求額が決まります。
 - 4 盛岡市での被接種者の本人負担金額はインフルエンザ(標準量)は 2,700 円、新型コロナウイルスは 7,600 円です。
医療機関で徴収していただき、【接種医療機関での接種料金－自己負担金(インフルエンザ 2,700 円、新型コロナは 7,600 円)】を医療機関へお支払いします。(後日指定口座へ振込)
また、接種医療機関での料金が盛岡市の委託料よりも高い場合、差額は被接種者が負担することになります。
※ 盛岡市では、予防接種料金は市から実施医療機関への直接振込みでのみ支払います。個人への償還払い(被接種者が接種料金を医療機関へ一時払いし、その後市に払い戻し請求する方法)は行っておりません。
 - 5 生活保護世帯・市民税非課税世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯は本人負担額が 0 円です。
ただし、別途「高齢者インフルエンザ・高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種自己負担金免除申請書」により申請してもらう必要があります。【広報 ID: 1015153】
 - 6 申請後、約1週間で岩手県高齢者広域接種受診票又は予防接種実施依頼書・請求書・予診票等の必要書類を郵送しますので、その後、接種してください。(申請書で希望された送付先に送付します。)
 - 7 接種後、医療機関は請求書に予診票の盛岡市提出用を添えて、翌月 10 日までに盛岡市保健所 指導予防課に提出します。
- ※ 請求方法の詳細については、依頼書等発行時に同封します。

[担当] 〒020-0884 盛岡市神明町3番 29 号

盛岡市保健所指導予防課 予防接種担当 019-603-8307(直通)